

参 考 资 料

---



# 1 県税の税率等の推移

## (1) 県民税、事業税、不動産取得税、道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30
		25	26						
道府県民税	個人	個人						(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%	
		法人						(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
		利子割							
道府県事業税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000 円			基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円
		税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%					第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%	
		その他						特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。	
	法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%					普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	
		その他			申告 納付 制度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。
不動産取得税								(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円
道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)								(創設) 税率 $\frac{5}{115}$	

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清算 所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (イ)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (ロ)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%)  (特例条例)	均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (イ) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (ウ) (ア) 及び (イ) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (イ) の法人について同じ。) 及び 保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ウ) (ア) 及び (イ) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (ア) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (ア)～(ハ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% （中小法人等については 5.0%） （特例条例 56. 8. 1 施行）
			税率 4%（7月1日から） ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 } は 3%

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円



62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等に ついては5.0%)  (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合 の税率の特例措置を 平成4年6月30日ま で延長			住宅を取得した 場合の税率の特 例措置を平成7 年6月30日まで 延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変 更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ロ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (ハ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (ニ) (ア)から(ハ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……………0.48% ・資本割……………0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円  (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9%  <b>【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年            度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】</b>	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋 を取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 31 日)		
清算所得課税制度廃止 (平成 22 年 10 月 1 日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の 2 年延長 (7 年から 9 年に) (平成 20 年 4 月 1 日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を 80%に制限 (中小法人等を除く) (平成 24 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに取得した場合)	
1,000 本につき 1,504 円 (3 級品については 716 円) (10 月 1 日以降)			1,000 本につき 860 円 (3 級品については 411 円) (4 月 1 日以降)

26	27	28
東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率を500円引上げ (平成26年度～平成35年度)	ふるさと納税の拡充 ・特例控除額を個人住民税所得割額の2割に引上げ (平成28年度以後の個人住民税から適用) ・ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成27年4月1日以後寄附から適用)	○公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の1/2に相当する額とする。 (平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用)
法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)	○「資本金等の額」の改正 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設
	○利子割の納税義務者から法人を除外 (平成28年1月1日以後支払利子等から適用) ○特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後支払特定公社債等から適用) ○源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成28年1月1日以後の譲渡所得等に適用)	
○法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金1億円超の普通法人 年400万円以下… 2.2% 年800万円以下… 3.2% 年800万円超及び清算所得… 4.3% 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下… 3.4% 年800万円以下… 5.1% 年800万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年400万円以下… 3.4% 年400万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成26年10月1日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を1/3に縮小し、法人事業に還元)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割… 0.3% 所得割… 年400万円以下 1.6% 年800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで開始する事業年度に適用)	○外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年400万円以下 0.3% 年800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成28年4月1日以後開始する事業年度に適用)
	○資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用) ○繰越欠損金控除限度を65%に制限 (中小法人等を除く) (平成27年4月1日以後開始事業年度から適用)	○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○繰越欠損金控除限度を60%に制限 (中小法人等を除く) (平成28年4月1日以後開始事業年度から適用)
○耐震改修(取得日後6ヵ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300万円控除)の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成28年3月31日)	○買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成29年3月31日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成29年3月31日) ○住宅又は土地(特例の延長) 税率3% (平成18年4月1日から平成30年3月31日までに取得した場合) ○宅地評価土地(特例の延長) 価格を1/2とする。(～平成30年3月31日)	○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 (～平成30年3月31日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300万円控除)を2年延長 (～平成30年3月31日)
		3級品1,000本につき481円 (4月1日以降)

29	30	元
	指定都市への税源移譲により、所得割税率変更 道府県民税… 2% 市民税… 8% (平成 30 年度以後の個人住民税から適用)	○ふるさと納税の対象となる地方団体の指定制度の創設 ○住宅ローン控除の控除期間を現行の 10 年間から 13 年間に拡充 (令和元年 10 月から令和 2 年 12 月までの居住に限る) ○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し 配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限を 123 万円以下 (現行 76 万円未満) に引き上げ 配偶者控除及び配偶者特別控除について、納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額が通減・消失
		法人税割の税率改正 標準税率… 1.0% 制限税率… 1.8% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)
		○法人事業税 (所得割及び収入割) の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 0.4% 年 800 万円以下… 0.7% 年 800 万円超 … 1.0% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 800 万円以下… 5.3% 年 800 万円超 … 7.0% 特別法人 年 400 万円以下… 3.5% 年 400 万円超 … 4.9% 電気供給業等収入金… 1.0% ○地方法人特別税の廃止 (～令和元年 9 月 30 日開始事業年度まで適用) ○特別法人事業税の創設 外形標準課税法人… 260.0% 所得割課税法人(普通法人)… 37.0% 所得割課税法人(特別法人)… 34.5% 収入金課税法人 … 30.0% (令和元年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用)
	○ガス供給業を行うもののうちガス中小事業者について所得課税とした。 (平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度から適用) ○事業税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書への自署押印の廃止 (平成 30 年 4 月 1 日以後提出されるものから適用)	
○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～平成 31 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 31 年 3 月 31 日)	○住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (～平成 33 年 3 月 31 日までの取得) ○宅地評価土地 (特例の延長) 価格を 1/2 とする。(～平成 33 年 3 月 31 日) ○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日) ○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例 (1300 万円控除) を 2 年延長 (～平成 32 年 3 月 31 日)	○買取再販に係る減額措置適用期限を 2 年延長 (～令和 3 年 3 月 31 日) ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～令和 3 年 3 月 31 日)
3 級品 1,000 本につき 551 円 (4 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 656 円 (4 月 1 日以降) 3 級品以外 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)	3 級品 1,000 本につき 930 円 (10 月 1 日以降)



2	3	4
	<p>○住宅ローン控除期間の適用期限延長に係る個人住民税の対応</p> <p>○退職所得課税の適正化（令和4年1月1日以後の支払いを受けるべき退職所得に適用）</p> <p>○非課税限度額等における国外居住親族の取扱い見直し（令和6年度分以後適用）</p> <p>○個人住民税の特別徴収税額通知電子化（令和6年度以後適用）</p>	<p>○住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応（住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、一定の控除限度額の範囲内で、翌年度の個人住民税額から控除）</p> <p>○個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備（公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額には、個人住民税における他の所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いる）</p>
		<p>○外形標準課税に係る法人事業税の税率改正（軽減税率の廃止）</p> <p>所得割…1.0% 付加価値割…1.2% 資本割…0.5% （令和4年4月1日以降開始事業年度から適用）</p> <p>○電気事業法の改正に伴う配電事業及び特定卸供給業の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配電事業 収入割…1.0%</li> <li>・特定卸供給業</li> </ul> <p>資本金1億円超の普通法人 収入割…0.75% 付加価値割…0.37% 資本割…0.15%</p> <p>資本金1億円以下の普通法人等 収入割…0.75% 所得割…1.85%</p> <p>○特別法人事業税（配電事業及び特定卸供給業）の税率制定</p> <p>配電事業… 30.0% 特定卸供給業… 40.0% （令和4年4月1日以後終了事業年度から適用）</p>
<p>○電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人に係る事業税の課税方式見直し</p> <p>資本金1億円超の普通法人 収入割…0.75% 付加価値割…0.37% 資本割…0.15%</p> <p>資本金1億円以下の普通法人等 収入割…0.75% 所得割…1.85%</p> <p>○特別法人事業税（電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等を行う法人）の税率改正</p> <p>収入金課税法人 … 40.0% （令和2年4月1日以降開始事業年度から適用）</p>		<p>○ガス供給業に係る収入金額課税の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定ガス供給事業</li> </ul> <p>収入割…0.48% 付加価値割…0.77% 資本割…0.32%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定ガス供給業以外のガス製造業者及び経過措置料金規制対象事業者の所得課税適用</li> </ul> <p>（令和4年4月1日以降開始事業年度から適用）</p>
<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和4年3月31日）</p> <p>○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例（1300万円控除）を2年延長 （～令和4年3月31日）</p>	<p>○住宅又は土地（特例の延長） 税率 3% （～令和6年3月31日までの取得）</p> <p>○宅地評価土地（特例の延長） 価格を1/2とする。（～令和6年3月31日）</p> <p>○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和5年3月31日）</p> <p>○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長 （～令和5年3月31日）</p>	<p>○特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和6年3月31日）</p> <p>○認定長期優良住宅に係る課税標準の特例（1300万円控除）を2年延長 （～令和6年3月31日）</p> <p>○申告がない場合でも課税標準の特例及び住宅用土地の減額について適用可能 （令和4年4月1日取得から）</p>
<p>1,000本につき1,000円 （10月1日以降）</p>	<p>1,000本につき1,070円 （10月1日以降）</p>	

5	6	7	
			個 県
			法 県
			利 子 割
			個 事
			法 事
<p>○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長 （～令和7年3月31日）</p> <p>○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長（～令和7年3月31日）</p>			不 動 産
			た ば こ

(2) ゴルフ場利用税、特別地方消費税

税目		年度	25	26	27	28	29	30
道 府	ゴルフ場利用税  〔 1. 平成元年度 名称変更 (旧娯楽施設 利用税) 2. 地方税とし ての入場税を 含む。 〕		(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%		(入場税) 税率を従来の1/2に 引き下げた。		入場税を国税に移譲 し、第3種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額)の税率 ばちこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
		県	特別地方消費税  〔 料理飲食等 消費税 遊興飲食税 〕	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制 度に改めた。	

31	32	33~35	36	37	38~40	41	42~43
	ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 200円		(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円		名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		<p>ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して1/3 交付</p>	<p>ゴルフ場について は定額税率によっ て課税する。</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場 に類する施設を含 む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して1/2 交付</p>		
<p>(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)</p>	<p>(基礎控除) 旅館における基礎控 除 1,500円 (49. 10. 1 施行)</p>	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)</p>

51	52	53	54～56	57	58	59～63	元
	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円				ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円 外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円		・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付
	（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1 施行）	（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1 施行）		（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 （58. 1. 1 施行） （チケット制食堂1品 1,000円は据え置き）	（旅館における基礎控除） 2,500円 （59. 1. 1 施行）		・特別地方消費税に名称変更 （税率） 3% （免税点） 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 5,000円 （元. 4. 1 施行）

2	3~8	9	10	11	12~14	15	16~元	2	
						非課税区分を新設  対象者 ・ 年齢 18 歳未満 及び 70 歳以上 の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会 での使用 ・ 学生等の利用		非課税措置を拡充  対象者 ・ 国民体育大会の 公式の練習のた めの利用 ・ 国際的な規模の スポーツ競技又 はその公式の練 習のための利用	ゴルフ場利用税
(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 7,500円 (3.7.1施行)  (交付金) 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)					特別地方消費税

(3) 自動車税、軽油引取税、その他

税目		年度								
		25	26	27	28	29	30	31	32	
道府県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及びバス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1 キロリットル 6,000 円	税率 1 キロリットル 8,000 円	
	その他	附加価値税が創設され実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。 漁業権税賃貸料の 10%		附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。		大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。		



33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉈区税) 石油又は天然ガスの鉈区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超 40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超 60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超 80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超 40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超 60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超 80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。

51	52	53	54
<p>           自家用乗用車            普通車              3.048メートル以下                70,000円              3.048メートル超                117,000円            小型四輪車              1リットル以下                23,500円              1リットル超1.5リットル以下                27,500円              1.5リットル超                31,500円            営業用乗用車            普通車              3.048メートル以下                26,000円              3.048メートル超                52,000円            小型四輪車              1リットル以下                7,000円              1リットル超1.5リットル以下                8,000円              1.5リットル超                9,000円         </p> <p>           トラック            自家用              20,000円            営業用              17,500円            バス            自家用              39,000円            一般乗合用              14,000円            その他              34,500円            (条例)         </p> <p>           税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。         </p> <p>           当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{1/11の税額を控除} \end{array} \right\}</math> </p> <p>           次期規制適合車            電気自動車         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{1/2の税額を控除} \end{array} \right\}</math> </p> <p>(特例条例)</p>		<p>           トラック            最大積載量が8トンを超える被けん引車            ・自家用              8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額            ・営業用              7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額         </p>	<p>           自家用乗用車            普通車              3リットル以下                71,000円              3リットル超                6リットル以下                  77,000円              6リットル超                129,000円            小型四輪車              1リットル以下                25,500円              1リットル超                1.5リットル以下                  30,000円              1.5リットル超                34,500円            営業用乗用車            普通車              3リットル以下                24,000円              3リットル超                6リットル以下                  26,000円              6リットル超                52,000円         </p> <p>           トラック            自家用              22,000円            バス            自家用              42,500円            営業用            一般乗合用のもの以外のもの              36,000円            三輪の小型自動車            自家用              5,500円            (条例)         </p> <p>           税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。         </p> <p>           当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{1/11の税額を控除} \end{array} \right\}</math> </p> <p>           次期規制適合車            電気自動車         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{1/2の税額を控除} \end{array} \right\}</math> </p> <p>(特例条例)</p>
<p>           税率            1キロリットル              19,500円         </p>			<p>           税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで)            1キロリットル              24,300円         </p>
	<p>           自動車取得税(税率)            昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。            鉦区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。         </p>		<p>           狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。            入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。         </p>

55	56	57	58	59	60	61	62
			超過課税の廃止	<p>普通乗用車</p> <p>トラック</p> <p>4 トン超 5 トン以下</p> <p>3 リットル以下 81,500 円</p> <p>3 リットル超 25,500 円</p> <p>6 リットル以下 18,500 円</p> <p>6 リットル超 88,500 円</p> <p>148,500 円</p> <p>営業用</p> <p>3 リットル以下 25,000 円</p> <p>3 リットル超 27,500 円</p> <p>6 リットル以下 27,500 円</p> <p>6 リットル超 54,500 円</p> <p>四輪以上の小型自動車</p> <p>1 リットル以下 29,500 円</p> <p>1 リットル超 34,500 円</p> <p>1.5 リットル以下 34,500 円</p> <p>1.5 リットル超 39,500 円</p> <p>営業用</p> <p>1 リットル以下 7,500 円</p> <p>1 リットル超 8,500 円</p> <p>1.5 リットル以下 8,500 円</p> <p>1.5 リットル超 9,500 円</p>			
			暫定税率が 2 年間延長される。		暫定税率が 3 年間延長される。		
自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率 5% 免税点 30 万円）の適用期限を昭和 58 年 3 月 31 日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。			鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の 1.1 倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに 2 年間延長される。		自動車取得税の暫定措置が 3 年間延長される。		

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 4リットル超 自家用 4.5リットル以下 2リットル超 23,600円 2.5リットル以下 4.5リットル超 45,000円 6リットル以下 2.5リットル超 27,200円 3リットル以下 6リットル超 51,000円 40,700円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円							
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			

9	10	11	12	13
			キャンピング車 1リットル以下 23,600円 1リットル超 1.5リットル以下 27,600円 1.5リットル超 2リットル以下 31,600円 2リットル超 2.5リットル以下 36,000円 2.5リットル超 3リットル以下 40,800円 3リットル超 3.5リットル以下 46,400円 3.5リットル超 4リットル以下 53,200円 4リットル超 4.5リットル以下 61,200円 4.5リットル超 6リットル以下 70,400円 6リットル超 88,800円 (経過措置あり)	
	暫定税率が5年間延長される。免税軽油の引き取り等に係る報告義務制度が創設される。			
地方消費税創設 税率 消費税額の25/100	自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。	自動車取得税 低公害車に対する特例措置の拡充		自動車取得税 低公害車に対する特例措置を平成15年3月31日まで延長

14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね13%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成15年度に、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を超過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。 自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設(2年間)</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長(ただし、暫定税率は4月のみ失効)</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長(ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設(平成20年5月1日～平成22年3月31日)</p>	<p>自動車取得税の用途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長</p> <p>＜特例措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車に対する特例措置</li> <li>・低燃費車特例措置</li> <li>・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置</li> <li>・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置</li> </ul>



22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・リアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成26年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成27年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を2年延長(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成27年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+20%達成車(平成32年度燃費基準達成車に限る)かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+10%達成または+20%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成28年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成26~28年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成28年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制 NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制 NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成32年度燃費基準+10%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね75%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準+20%達成車かつ17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成29年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね15%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を3年延長(平成28~31年度 非課税)</p>
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成30年3月31日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p>	
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車…2% ・軽自動車以外の営業用自動車…2% ・軽自動車以外の家用自動車…3%</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を2年延長(平成28年3月31日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充(平成31年3月31日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成29年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・リアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5t超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)を1年延長(平成29年3月31日までに取得)</p>

29	30	元	2
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 29 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 75%軽課</b></p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 30 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減</p> <p>○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 75%軽課</b></p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10%達成車かつ 30 年排出ガス規制 50%軽減または 17 年排出ガス規制 75%低減車 <b>通常税率の概ね 50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 31 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10%重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15%重課</b></p>	<p>令和元年 10 月 1 日から自動車税に環境性能割が導入、現行の自動車税は自動車税の種別割に変更</p> <p>(環境性能割)</p> <p>・税率 自動車の燃費性能等に応じて自家用は非課税から 3%、営業用は非課税から 2%の税率を適用</p> <p>・税率の臨時的軽減 令和元年 10 月から令和 2 年 9 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1%軽減</p> <p>・課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車の取得に対する軽減措置</p> <p>(種別割)</p> <p>・税率の引下げ 令和元年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から適用 (キャンピング車含む)</p> <p>・グリーン化税制 令和 3 年 3 月 31 日までに新車新規登録された環境負荷の小さい自動車は、取得した翌年度の自動車税が軽減 環境負荷の大きい自動車 (初回新規登録から一定期間経過した自動車) は税率上乘せ</p> <p>(軽自動車税環境性能割)</p> <p>・市町の税金であるが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は、納付のあった翌々月に市町に払い込む。</p>	<p>(環境性能割)</p> <p>・税率の臨時的軽減 令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までに登録される自家用乗用車については、税率が 1%軽減</p>
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長。</p> <p>【縮減業種】 電気供給業 (対象用途のうち、ガスタービン発電装置の動力源の用途を除外)</p> <p>【廃止業種】 地熱資源開発事業</p>		<p>次の業種に係る課税免除の特例措置を廃止</p> <p>【廃止業種】 電気供給業 (汽力発電装置の助燃の用途)</p>
<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 31 年 3 月 31 日まで延長 &lt;特例措置&gt;</p> <p>・車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税、課税免除) を 2 年延長 (平成 31 年 3 月 31 日までに取得)</p>	<p>自動車取得税の免税点は、15 万円を 50 万円としている措置を平成 31 年 9 月 30 日まで延長</p> <p>自動車取得税の先進安全自動車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p>	<p>地方消費税 (10 月 1 日から)</p> <p>・標準税率 2.2% (消費税額の 22/78)</p> <p>・軽減税率 1.76% (消費税額の 176/624)</p> <p>自動車取得税は廃止 (令和元年 9 月 30 日)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充 (令和 6 年 3 月 31 日まで)</p>	

3	4	
<p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率の臨時的軽減 令和3年4月から令和3年12月までに登録される自家用乗用車については、税率が1%軽減</li> <li>・ 課税標準の特例 バリアフリー車両及び先進安全自動車（ASV車）の取得に対する軽減措置の拡充</li> </ul>	<p>(環境性能割)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ クリーンディーゼル乗用車の税率変更 非課税となる場合の燃費基準を設定</li> </ul>	自動車税
<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を令和6年3月31日まで延長。</p> <p><b>【縮減業種】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉱さい・ガラス製造業（適用対象を中小事業者等に限定）</li> <li>・ 廃棄物処理事業（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について、適用対象を中小事業者等に限定）</li> <li>・ 木材加工業（適用対象から木材注葉業を営む者を除外）</li> </ul>		軽油引取税
		その他

## 2 特例条例に関すること

### ○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

#### 1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地、障害者療育支援センター、身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

#### 2 内 容

##### (1) 税 率

令和 2 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 1.8 とする。

（令和 2 年 2 月議会において 5 年間延長）

##### (2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については、税額から 1.8 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

##### (3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 4 月 1 日）

#### （参 考）

### 大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

#### （設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため、大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げる金額の合算額とし、予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより、広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

## ○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

### 1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

### 2 内 容

#### (1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

#### (2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共法人及び公益法人等</li> <li>・ 人格のない社団等</li> <li>・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く）</li> <li>・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※</li> <li>・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人</li> </ul>	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

#### (3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～令和 8 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（令和 4 年 2 月議会において 5 年間延長）

#### (4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

- 整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策、里山林対策、森林病虫害被害対策
- 森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大
- 新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成
- 県民理解の促進…普及啓発、森林・林業体験への支援など

#### (5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 4 月 1 日）

(参 考)

## ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



### 3 法定外税に関すること

#### ○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

##### 1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため、この条例を制定する。

##### 2 条例の内容

###### (1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物埋立税を課する。

###### (2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

###### (3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

###### (4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

###### (5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

###### (6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

###### (7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし、他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

###### (8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

###### (9) 税収の用途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

##### 3 条例の施行日及び失効日

###### (1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：令和 4 年 10 月 6 日）

###### (2) 失効

施行日から起算して 25 年を経過した日に効力を失う。

（令和 4 年 9 月議会において、5 年間延長）

(参考1)

## 広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため、広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(参考 2)

## 法定外税の実施状況

## (1) 法定外普通税

令和 5 年 1 月 現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う発電事業	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100 分の 8.5 ②37,750 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 8.5 ②34,900 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 8.5 ②29,500 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 4.5 ②48,450 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 8.5 ②48,450 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 12 ②7,000 円/千 Kw (3 ヶ月) ①100 分の 8.5 ②41,100 円/千 Kw (3 ヶ月) (発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は 63,000 円/千 Kw (3 ヶ月)) ①100 分の 8.5 ②44,000 円/千 Kw (3 ヶ月) (廃止措置計画の認可後は 22,000 円/千 Kw (3 ヶ月)) ③500 円/kg	昭和 63 年 9 月 1 日施行 平成 4 年 10 月 8 日施行 昭和 55 年 4 月 1 日施行 昭和 59 年 11 月 15 日施行 昭和 58 年 6 月 1 日施行 昭和 58 年 6 月 21 日施行 昭和 55 年 4 月 1 日施行 昭和 54 年 1 月 16 日施行
愛媛		① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力			①100 分の 8.5 ②44,000 円/千 Kw (3 ヶ月) (廃止措置計画の認可後は 22,000 円/千 Kw (3 ヶ月)) ③500 円/kg	昭和 54 年 1 月 16 日施行
佐賀		① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が 5 年超のもの			①100 分の 8.5 ②46,000 円/千 Kw (3 ヶ月) (廃止措置計画の認可日の翌月以降 23,000 円/千 Kw (3 ヶ月)) ③500 円/kg	昭和 54 年 4 月 1 日施行
福井		① 発電用原子炉への核燃料の挿入 ② 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③ 発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	① 発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ② 発電用原子炉の熱出力 ③ 発電用原子炉施設に 5 年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			①100 分の 8.5 ②51,200 円/千 Kw (3 ヶ月) (廃止措置中は 2 分の 1) ③375 円/kg (3 ヶ月)	昭和 51 年 11 月 10 日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器的容量 ⑦ガラス固化体の容器的数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①36,500 円/kg ②38,250 円/千kw (3ヵ月) ③核燃料価額の100分の8.5 ④19,400 円/kg ⑤1,300 円/kg (当面の間8,300 円/kg) ⑥52,400 円/m <sup>3</sup> ⑦1,614,600 円/本	平成3年9月28日施行
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦アルストニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の容器的数量 ⑥ガラス固化体の容器的数量 ⑦アルストニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器的容量 ⑨放射性廃棄物の容器的容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500 円/千kW (3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100 円/kg ④1,500 円/kg ⑤1,594,000 円/m <sup>3</sup> ⑥1,219,000 円/本 ⑦5,100 円/kg ⑧106,000 円/m <sup>3</sup> ⑨5,100 円/m <sup>3</sup>	昭和53年10月18日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500 円/k1	【施行期日】 昭和47年6月1日

(2) 法定外目的税

令和5年1月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の間 処理施設又は 最終処分場への 搬入	①最終処分場への搬入：当 該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重 量	最終処分場又は中間処理施設 へ搬入される産業廃棄物の排 出事業者	申告納付	1,000円/ト	【免税点】 年間搬入量1,000ト未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日
							【免税点】 年間搬入量500ト以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物 処理税	最終処分場への搬 入	最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業 廃棄物の排出事業者及び中間 処理業者	特別徴収 (自社処 分は申告 納付)	1,000円/ト	【施行期日】 平成15年4月1日
広島	産業廃棄物 埋立税				特別徴収 ※申告納 付	1,000円/ト	※他者から搬入された産業廃棄物 を自社の処分場において処理する 場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業 廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税 が不適当なものとして知事が別に 定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
							※他者から搬入された産業廃棄物 を自社の処分場において処理する 場合 【非課税・課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業 廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの (下水処理汚泥等) 【施行期日】 平成15年4月1日
鳥取	産業廃棄物 処分場税						※他者から搬入された産業廃棄物 を自社の処分場において処理する 場合 【非課税・課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業 廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの (下水処理汚泥等) 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物税			・最終処分業者へ産業廃棄物 の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終 処分を行う者	特別徴収 (自社処 分は申告 納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川 の表流水を原水により供給してい るものから発生する汚泥を自社処 理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
岩手	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000 円/ト	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
秋田						1,000 円/ト (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については 250 円/ト)	【施行期日】 平成 16 年 1 月 1 日
奈良						1,000 円/ト	【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
山口					特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
新潟					特別徴収 (自社処分は申告納付)		【施行期日】 平成 16 年 4 月 1 日
京都				【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日			
宮城				【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日			
熊本				【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日			
島根	産業廃棄物 減量税			【施行期日】 平成 17 年 4 月 1 日			
福島	産業廃棄物税			【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日			
愛知					1,000 円/ト 自社処分の場合は 1/2、年間搬入量 10,000 ト超の部分は 1/2	【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日	
沖縄					1,000 円/ト 自社処分の場合は 500 円/ト	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成 18 年 4 月 1 日	

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/ト	【施行期日】 平成18年10月1日
	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付)	1,000円/ト (自社処分：500円/ト、設置費用を負担した最終処分場での処分は750円/ト)	【施行期日】 平成18年10月1日
愛媛	資源循環促進税						【施行期日】 平成19年4月1日
	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設：800円/ト 最終処分場：1,000円/ト	【施行期日】 平成17年4月1日
福岡	産業廃棄物税						
	宿泊税	ホテル・旅館への宿泊	ホテル・旅館への宿泊数	ホテル・旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満：100円 1万5千円以上：200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京							
大阪							
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場を運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車等で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シヤトルバス、路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
福岡	宿泊税	一定の宿泊施設への宿泊行為	宿泊施設における宿泊数	宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ※宿泊に対して税を課す市町村内の宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円 ※上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内の宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円	【施行期日】 令和2年4月1日



#### 4 税目別納期限等一覧表

令和5年4月1日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から2月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から1月以内 (4) 地方税法第53条第31項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4月30日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月10日まで	特別徴収(申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月10日まで(源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の1月10日まで)	特別徴収(申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年1月10日まで(年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月10日まで)	特別徴収(申告納入)
個人事業税	なし	第1期 8月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から2月以内(申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が6月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から6月を経過した日から2月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日の翌日から2月以内 ロ 残余財産確定の日の翌日から1月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国(税務署)が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国(税関長)に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収（申告納入）
自動車税種別割	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条、第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について、地方税法第 177 条の 11 第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り、当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉦区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車税環境性能割	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については、登録検査または届出の時 (2) 登録（届出）自動車に所有者の変更があった場合、使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については、当該事由のあった日から 15 日以内  〔その日前に当該登録等を受けたときは、〕 当該登録等の日	申告納付（証紙）
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで  〔元売業者及び特約業者以外の者が、軽油を輸入する場合は、輸入の時まで〕	特別徴収（申告納入） 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収（申告納入） 申告納付

## 5 令和4年度都道府県税決算(見込)額調

(出典元:地方行財政調査会「2022年度都道府県税決算見込額調(出納閉鎖日現在)」)

(単位:千円、%)

都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	4年度	3年度
北海道	645,521,053	105.0	656,198,337	104.6	648,812,713	104.8	98.9	98.6
青森	146,448,240	96.3	148,198,735	96.3	146,864,644	96.3	99.1	99.0
岩手	131,850,000	99.0	133,117,691	98.1	131,591,502	98.0	98.9	99.0
宮城	312,937,000	101.2	315,957,675	101.1	313,224,774	101.1	99.1	99.1
秋田	100,104,782	101.7	100,999,392	100.4	99,920,198	100.3	98.9	99.1
山形	114,800,000	98.4	116,205,102	98.4	115,150,222	98.4	99.1	99.1
福島	244,475,637	99.3	248,296,042	99.3	244,775,180	99.3	98.6	98.5
茨城	422,787,038	107.3	425,653,643	106.0	421,359,398	106.1	99.0	98.9
栃木	259,000,000	102.4	262,386,963	101.7	259,490,120	101.6	98.9	99.0
群馬	260,000,000	99.6	266,178,185	100.6	263,416,144	100.5	99.0	99.0
埼玉	820,300,000	101.9	832,888,809	101.4	823,156,824	101.5	98.8	98.8
千葉	1,304,845,378	115.5	1,311,229,663	113.5	1,299,318,423	113.8	99.1	98.9
東京都	4,965,587,133	107.6	4,971,738,852	102.6	4,933,332,485	102.6	99.2	99.3
神奈川県	1,328,265,241	110.1	1,336,745,927	109.3	1,324,346,431	109.4	99.1	99.0
新潟	284,108,000	104.4	286,076,913	104.2	284,427,925	104.3	99.4	99.3
富山	155,839,000	101.8	158,540,402	101.1	156,542,287	101.2	98.7	98.7
石川	161,180,755	101.5	163,655,328	101.3	161,757,832	101.4	98.8	98.8
福井	132,623,461	109.4	135,174,411	103.9	134,158,864	104.0	99.2	99.2
山梨	101,846,940	105.4	102,391,272	104.0	101,632,663	104.1	99.3	99.1
長野	246,343,566	101.0	248,227,957	101.0	246,619,901	101.0	99.4	99.3
岐阜	257,900,000	102.4	262,466,720	99.7	258,592,118	99.8	98.5	98.5
静岡	490,300,000	102.3	501,755,974	102.0	497,655,756	102.1	99.2	99.1
愛知県	1,284,500,000	108.7	1,306,006,271	107.9	1,294,947,305	108.1	99.2	99.0
三重	276,326,000	107.4	283,821,844	104.8	281,063,424	104.9	99.0	98.9
滋賀	183,029,000	104.4	187,132,091	104.1	184,113,402	104.2	98.4	98.3
京都	290,087,000	99.8	295,797,493	100.4	292,523,988	100.4	98.9	98.9
大阪	1,647,384,000	103.2	1,663,444,143	103.0	1,653,074,525	103.1	99.4	99.3
兵庫県	826,449,249	107.1	836,723,122	106.7	829,599,542	106.8	99.1	99.0
奈良	125,500,000	99.7	127,637,021	98.7	125,751,018	98.8	98.5	98.4
和歌山	102,250,000	105.2	104,617,144	104.3	103,740,493	104.3	99.2	99.1
鳥取	56,937,011	103.1	57,493,139	100.0	57,036,053	100.0	99.2	99.3
島根	75,686,439	104.0	76,794,952	103.9	76,290,366	103.8	99.3	99.4
岡山	273,124,631	112.4	276,229,246	109.0	273,959,799	109.1	99.2	99.1
広島	340,428,482	103.8	343,832,097	100.5	339,579,633	100.6	98.8	98.7
山口	206,108,884	107.8	208,311,229	107.5	206,646,126	107.6	99.2	99.1
徳島	84,000,000	106.3	85,829,360	102.6	85,108,231	102.6	99.2	99.1
香川	128,264,012	101.2	130,318,377	99.4	129,136,111	99.4	99.1	99.1
愛媛	165,900,000	101.9	168,156,394	102.6	167,380,114	102.7	99.5	99.5
高知	68,632,089	98.1	69,467,506	98.1	68,890,504	98.0	99.2	99.3
福岡	729,652,495	106.9	742,828,033	106.4	734,859,758	106.4	98.9	98.9
佐賀	96,372,000	102.2	98,714,157	103.7	97,937,767	103.9	99.2	99.1
長崎	135,970,500	107.8	137,243,431	107.6	136,007,105	107.7	99.1	99.1
熊本	168,541,064	102.4	170,905,661	100.9	169,170,287	100.9	99.0	99.0
大分	142,800,000	108.2	145,420,360	109.0	144,544,454	109.5	99.4	98.9
宮崎	109,360,000	103.2	111,337,721	102.4	110,282,953	102.5	99.1	99.0
鹿児島	159,924,867	101.9	162,353,147	100.3	160,891,099	100.4	99.1	99.1
沖縄	145,860,148	105.0	148,776,587	104.7	146,477,190	104.4	98.5	98.7
合計	20,710,151,095	106.0	20,923,274,519	104.2	20,735,157,651	104.3	99.1	99.0

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		143,097,409	139,054,471	97.2	3,093,301	3,093,301	100.0	2,488,465	2,488,465	100.0
青森		34,881,615	33,718,737	96.7	541,424	541,424	100.0	361,987	361,987	100.0
岩手		36,846,178	35,948,364	97.6	559,458	559,458	100.0	423,483	423,483	100.0
宮城		61,987,019	59,919,000	96.7	1,752,648	1,752,648	100.0	1,369,310	1,369,310	100.0
秋田		26,537,925	25,845,765	97.4	429,759	429,759	100.0	360,202	360,202	100.0
山形		32,696,289	31,789,082	97.2	622,782	622,782	100.0	469,167	469,167	100.0
福島		62,543,336	60,216,315	96.3	1,399,994	1,399,994	100.0	983,374	983,374	100.0
茨城		111,995,857	108,796,830	97.1	3,394,115	3,394,115	100.0	2,689,073	2,689,073	100.0
栃木		74,770,868	72,496,455	97.0	2,479,491	2,479,491	100.0	1,840,583	1,840,583	100.0
群馬		71,674,742	69,656,549	97.2	2,238,096	2,238,096	100.0	1,701,343	1,701,343	100.0
埼玉		291,667,929	283,825,456	97.3	10,781,877	10,781,877	100.0	8,377,363	8,377,363	100.0
千葉		266,921,030	257,033,145	96.3	10,868,485	10,868,485	100.0	8,660,444	8,660,444	100.0
東京都		981,567,073	959,231,000	97.7	45,785,012	45,786,534	100.0	35,183,274	35,183,274	100.0
神奈川県		326,957,484	319,033,799	97.6	19,552,462	19,552,462	100.0	15,035,689	15,035,689	100.0
新潟		56,656,414	55,340,493	97.7	2,256,702	2,256,702	100.0	1,571,300	1,571,300	100.0
富山		39,594,606	38,191,403	96.5	1,532,238	1,532,238	100.0	1,088,761	1,088,761	100.0
石川		42,671,756	41,363,211	96.9	1,294,125	1,294,125	100.0	1,214,487	1,214,487	100.0
福井		28,534,051	27,814,359	97.5	1,111,271	1,111,271	100.0	821,660	821,660	100.0
山梨		29,908,866	29,347,352	98.1	894,834	894,834	100.0	777,392	777,392	100.0
長野		72,797,095	71,545,670	98.3	2,156,153	2,156,153	100.0	1,558,349	1,558,349	100.0
岐阜		75,447,173	72,650,564	96.3	2,683,656	2,683,656	100.0	1,987,397	1,987,397	100.0
静岡県		116,298,083	113,074,808	97.2	5,156,670	5,156,670	100.0	5,249,262	5,249,262	100.0
愛知県		298,044,872	289,295,041	97.1	17,142,729	17,142,729	100.0	11,788,975	11,788,975	100.0
三重		69,199,726	67,075,753	96.9	2,912,695	2,912,695	100.0	2,105,101	2,105,101	100.0
滋賀		56,191,747	54,480,130	97.0	1,955,340	1,955,340	100.0	1,546,853	1,546,853	100.0
京都		70,138,867	68,817,219	98.1	5,168,049	5,168,049	100.0	3,578,017	3,578,017	100.0
大阪		287,389,177	280,441,088	97.6	17,897,764	17,897,764	100.0	12,842,478	12,842,478	100.0
兵庫県		198,595,286	192,940,687	97.2	12,694,764	12,694,764	100.0	9,065,725	9,065,725	100.0
奈良		49,071,849	47,834,516	97.5	3,416,738	3,416,738	100.0	2,395,852	2,395,852	100.0
和歌山		29,403,947	28,690,228	97.6	1,471,876	1,471,876	100.0	1,047,586	1,047,586	100.0
鳥取		16,444,593	16,114,900	98.0	523,450	523,450	100.0	415,981	415,981	100.0
島根		20,663,967	20,373,477	98.6	533,211	533,211	100.0	393,658	393,658	100.0
岡山		51,907,666	50,419,007	97.1	2,599,120	2,599,120	100.0	2,040,047	2,040,047	100.0
広島		83,367,264	80,841,557	97.0	3,624,073	3,624,073	100.0	2,536,049	2,536,049	100.0
山口		47,149,337	45,976,279	97.5	1,534,146	1,534,146	100.0	1,133,860	1,133,860	100.0
徳島		23,265,763	22,737,680	97.7	1,380,404	1,380,404	100.0	1,026,992	1,026,992	100.0
香川		33,157,804	32,272,215	97.3	1,567,417	1,567,417	100.0	1,067,889	1,067,889	100.0
愛媛		41,456,505	40,884,238	98.6	1,465,743	1,465,743	100.0	1,205,781	1,205,781	100.0
高知		21,008,208	20,666,789	98.4	607,205	607,205	100.0	683,808	683,808	100.0
福岡		137,487,933	132,859,093	96.6	5,254,426	5,254,426	100.0	4,370,753	4,370,753	100.0
佐賀		24,789,686	24,239,876	97.8	530,807	530,807	100.0	454,666	454,666	100.0
長崎		39,132,555	38,086,385	97.3	804,226	804,226	100.0	777,454	777,454	100.0
熊本		40,781,707	39,594,235	97.1	1,111,896	1,111,896	100.0	950,002	950,001	100.0
大分		34,211,550	33,579,084	98.2	760,811	760,811	100.0	634,484	634,484	100.0
宮崎		30,758,640	30,025,392	97.6	544,078	544,078	100.0	449,226	449,226	100.0
鹿児島		45,520,768	44,415,416	97.6	804,776	804,776	100.0	731,289	731,289	100.0
沖縄		44,819,166	43,254,882	96.5	568,981	568,981	100.0	529,199	529,199	100.0
合計		4,780,011,381	4,651,807,995	97.3	207,459,278	207,460,800	100.0	157,984,090	157,984,089	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	法人県民税			利子割			個人事業税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		13,274,297	13,142,561	99.0	402,582	402,582	100.0	6,094,707	5,793,691	95.1
青森		2,526,398	2,516,836	99.6	91,557	91,557	100.0	1,073,171	1,054,979	98.3
岩手		3,385,139	3,372,556	99.6	66,292	66,292	100.0	1,167,510	1,131,441	96.9
宮城		9,222,127	9,177,759	99.5	145,639	145,639	100.0	3,493,972	3,366,537	96.4
秋田		2,370,315	2,362,529	99.7	50,112	50,112	100.0	873,594	863,048	98.8
山形		2,665,939	2,654,572	99.6	68,917	68,917	100.0	1,206,237	1,179,437	97.8
福島		5,587,301	5,509,696	98.6	134,273	134,273	100.0	2,123,447	2,016,930	95.0
茨城		9,202,691	9,146,682	99.4	219,968	219,968	100.0	3,803,838	3,703,077	97.4
栃木		6,361,936	6,325,301	99.4	120,436	120,436	100.0	2,497,583	2,461,329	98.5
群馬		7,195,273	7,179,401	99.8	163,084	163,084	100.0	2,535,975	2,485,659	98.0
埼玉		16,666,018	16,598,272	99.6	725,301	725,301	100.0	17,707,934	17,375,502	98.1
千葉		14,700,000	14,574,936	99.1	1,060,921	1,060,921	100.0	11,634,571	11,398,521	98.0
東京都		165,280,123	163,628,629	99.0	8,903,132	8,884,035	99.8	69,651,172	68,181,304	97.9
神奈川県		25,830,976	25,686,286	99.4	939,598	939,598	100.0	24,368,306	23,841,967	97.8
新潟		6,010,080	5,995,298	99.8	148,458	148,458	100.0	2,445,203	2,397,051	98.0
富山		3,700,349	3,680,304	99.5	114,233	114,233	100.0	1,384,198	1,329,482	96.0
石川		3,814,183	3,796,026	99.5	106,488	106,488	100.0	1,818,012	1,729,498	95.1
福井		2,731,085	2,711,433	99.3	76,770	76,770	100.0	1,219,385	1,184,184	97.1
山梨		3,172,494	3,156,411	99.5	68,820	68,820	100.0	1,241,293	1,209,687	97.5
長野		6,481,812	6,455,091	99.6	169,648	169,648	100.0	2,354,849	2,316,137	98.4
岐阜		5,802,336	5,759,712	99.3	171,737	171,737	100.0	3,464,546	3,320,583	95.8
静岡		9,223,392	9,181,215	99.5	445,001	445,001	100.0	6,252,896	6,108,800	97.7
愛知		39,551,957	39,484,188	99.8	947,922	947,922	100.0	17,532,718	17,130,678	97.7
三重		5,669,840	5,652,554	99.7	182,644	182,644	100.0	2,718,758	2,648,138	97.4
滋賀		5,246,531	5,228,068	99.6	189,136	189,136	100.0	1,809,256	1,766,546	97.6
京都		10,723,530	10,583,905	98.7	251,952	251,952	100.0	5,269,437	5,142,647	97.6
大阪		49,796,684	49,673,777	99.8	2,105,605	2,104,113	99.9	22,909,832	22,201,258	96.9
兵庫県		14,330,384	14,259,397	99.5	837,592	829,429	99.0	9,901,699	9,618,258	97.1
奈良		2,566,628	2,543,255	99.1	153,842	153,842	100.0	1,496,782	1,485,353	99.2
和歌山		2,294,296	2,288,101	99.7	94,816	94,816	100.0	1,202,024	1,198,123	99.7
鳥取		1,404,521	1,401,683	99.8	64,811	64,811	100.0	593,556	571,913	96.4
島根		1,899,136	1,891,462	99.6	104,771	104,771	100.0	787,395	751,098	95.4
岡山		6,143,485	6,109,246	99.4	182,603	182,603	100.0	2,241,713	2,160,399	96.4
広島		8,877,517	8,821,216	99.4	325,588	325,588	100.0	4,568,175	4,424,842	96.9
山口		4,200,598	4,189,111	99.7	192,720	192,720	100.0	1,694,013	1,634,918	96.5
徳島		2,340,317	2,331,188	99.6	93,702	93,702	100.0	645,106	631,044	97.8
香川		3,506,218	3,482,734	99.3	151,143	151,143	100.0	959,237	943,280	98.3
愛媛		4,223,235	4,201,727	99.5	205,955	205,955	100.0	1,464,890	1,423,635	97.2
高知		1,575,560	1,555,151	98.7	155,563	155,563	100.0	899,274	874,636	97.3
福岡		16,651,434	16,467,904	98.9	311,833	311,833	100.0	10,010,641	9,627,240	96.2
佐賀		2,318,954	2,312,222	99.7	62,306	62,306	100.0	1,071,528	1,056,772	98.6
長崎		2,882,423	2,869,013	99.5	71,005	71,005	100.0	1,531,928	1,490,190	97.3
熊本		4,855,332	4,828,402	99.4	84,815	84,814	100.0	2,008,509	1,933,066	96.2
大分		3,019,293	3,001,731	99.4	77,530	77,530	100.0	1,202,285	1,172,599	97.5
宮崎		2,708,104	2,693,312	99.5	38,323	38,323	100.0	1,293,868	1,278,018	98.8
鹿児島		3,548,419	3,530,946	99.5	84,551	84,551	100.0	1,545,770	1,520,208	98.3
沖縄		3,422,302	3,382,670	98.8	54,404	54,404	100.0	3,205,483	3,103,031	96.8
合計		528,960,962	525,394,469	99.3	21,418,099	21,389,346	99.9	266,976,276	260,236,734	97.5

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		143,067,959	142,455,902	99.6	132,566,755	132,566,755	100.0	43,527,102	43,527,102	100.0
青森		26,733,479	26,706,327	99.9	23,959,481	23,959,481	100.0	3,713,132	3,713,132	100.0
岩手		28,769,015	28,723,285	99.8	24,282,326	24,282,326	100.0	255,500	255,500	100.0
宮城		86,846,695	86,673,710	99.8	62,364,697	62,364,697	100.0	17,656,097	17,656,097	100.0
秋田		22,488,701	22,447,448	99.8	18,999,667	18,999,667	100.0	2,290,449	2,290,449	100.0
山形		25,452,672	25,428,910	99.9	22,523,462	22,523,462	100.0	1,009,914	1,009,914	100.0
福島		63,059,576	62,663,818	99.4	42,525,822	42,525,822	100.0	4,126,536	4,126,536	100.0
茨城		103,750,968	103,452,143	99.7	60,896,674	60,896,674	100.0	30,238,471	30,238,471	100.0
栃木		64,442,084	64,054,015	99.4	41,240,893	41,240,893	100.0	600,624	600,624	100.0
群馬		66,681,531	66,612,186	99.9	50,882,306	50,882,306	100.0	264,198	264,198	100.0
埼玉		169,476,240	169,243,029	99.9	142,192,220	142,192,220	100.0	820,725	820,725	100.0
千葉		162,769,664	162,338,823	99.7	118,589,149	118,589,149	100.0	564,081,603	564,081,603	100.0
東京都		1,486,809,013	1,476,794,773	99.3	1,640,337,282	1,640,337,282	100.0	272,140,681	272,140,681	100.0
神奈川県		304,454,817	304,104,151	99.9	173,784,954	173,784,954	100.0	263,203,451	263,203,451	100.0
新潟		66,820,756	66,766,285	99.9	59,803,897	59,803,897	100.0	23,217,469	23,217,469	100.0
富山		38,748,918	38,695,437	99.9	34,310,898	34,310,898	100.0	5,523,787	5,523,787	100.0
石川		41,508,927	41,455,860	99.9	32,643,954	32,643,954	100.0	3,622,662	3,622,662	100.0
福井		34,865,587	34,758,297	99.7	25,805,463	25,805,463	100.0	1,864,828	1,864,828	100.0
山梨		29,877,459	29,815,245	99.8	11,968,003	11,968,003	100.0	120,417	120,417	100.0
長野		67,441,146	67,356,745	99.9	36,158,344	36,158,344	100.0	386,935	386,935	100.0
岐阜		57,139,380	57,024,205	99.8	55,980,503	55,980,503	100.0	306,882	306,882	100.0
静岡		143,001,248	142,829,035	99.9	75,079,182	75,079,182	100.0	28,100,977	28,100,977	100.0
愛知		398,177,677	398,784,109	100.2	134,091,014	134,091,014	100.0	162,296,669	162,296,669	100.0
三重		66,105,166	66,059,387	99.9	32,519,701	32,519,701	100.0	43,352,715	43,352,715	100.0
滋賀		54,270,344	54,206,057	99.9	26,031,838	26,031,838	100.0	174,680	174,680	100.0
京都		102,094,895	101,319,356	99.2	41,726,346	41,726,346	100.0	984,404	984,404	100.0
大阪		444,285,449	444,929,128	100.1	361,085,510	361,085,510	100.0	277,327,168	277,327,168	100.0
兵庫県		171,957,167	171,638,417	99.8	107,742,713	107,742,713	100.0	178,610,032	178,610,032	100.0
奈良		23,003,221	22,840,180	99.3	17,844,681	17,844,681	100.0	3,552	3,552	100.0
和歌山		22,254,771	22,240,108	99.9	18,575,374	18,575,374	100.0	6,433,438	6,433,438	100.0
鳥取		13,506,011	13,468,323	99.7	10,229,802	10,229,802	100.0	538,772	538,772	100.0
島根		18,643,458	18,614,284	99.8	15,837,077	15,837,077	100.0	1,252,143	1,252,143	100.0
岡山		61,232,663	61,080,817	99.8	50,940,424	50,940,424	100.0	43,726,805	43,726,805	100.0
広島		98,584,733	98,340,905	99.8	57,804,835	57,804,835	100.0	10,996,451	10,996,451	100.0
山口		44,990,417	44,921,177	99.8	31,194,611	31,194,611	100.0	39,062,808	39,062,808	100.0
徳島		22,075,667	21,982,876	99.6	11,580,209	11,580,209	100.0	4,567,169	4,567,169	100.0
香川		32,016,030	31,888,213	99.6	26,968,137	26,968,137	100.0	4,482,541	4,482,541	100.0
愛媛		42,944,779	42,986,627	100.1	26,380,727	26,380,727	100.0	16,288,370	16,288,370	100.0
高知		15,118,574	14,978,234	99.1	13,974,769	13,974,769	100.0	724,253	724,253	100.0
福岡		173,847,880	172,421,906	99.2	147,226,914	147,226,914	100.0	114,419,863	114,419,863	100.0
佐賀		23,014,499	22,991,624	99.9	17,033,605	17,033,605	100.0	2,000,025	2,000,025	100.0
長崎		27,721,161	27,675,500	99.8	23,666,937	23,666,937	100.0	15,478,413	15,478,413	100.0
熊本		44,563,168	44,376,822	99.6	29,030,411	29,030,411	100.0	1,116,050	1,116,050	100.0
大分		29,404,393	29,289,945	99.6	26,408,161	26,408,161	100.0	20,837,029	20,837,029	100.0
宮崎		26,531,686	26,423,557	99.6	20,810,206	20,810,206	100.0	684,637	684,637	100.0
鹿児島		34,371,207	34,306,198	99.8	29,717,806	29,717,806	100.0	6,651,108	6,651,108	100.0
沖縄		32,204,159	31,916,310	99.1	27,081,443	27,081,443	100.0	3,660,989	3,660,989	100.0
合 計		5,257,125,010	5,240,079,689	99.7	4,192,399,183	4,192,399,183	100.0	2,222,742,524	2,222,742,524	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		17,188,045	16,639,628	96.8	7,749,535	7,749,535	100.0	1,493,345	1,488,540	99.7
青森		1,863,636	1,851,499	99.3	1,783,943	1,783,943	100.0	146,055	146,055	100.0
岩手		2,888,881	2,842,965	98.4	1,522,735	1,522,735	100.0	275,821	275,821	100.0
宮城		7,545,718	7,408,623	98.2	2,998,577	2,998,577	100.0	705,956	703,996	99.7
秋田		1,640,437	1,561,306	95.2	1,184,575	1,184,575	100.0	155,243	155,243	100.0
山形		2,091,247	2,049,477	98.0	1,185,769	1,185,769	100.0	114,285	114,285	100.0
福島		4,170,772	4,049,582	97.1	2,589,585	2,589,585	100.0	547,797	539,904	98.6
茨城		5,855,227	5,725,688	97.8	3,775,981	3,775,981	100.0	2,710,824	2,709,606	100.0
栃木		5,185,307	5,130,973	99.0	2,462,005	2,462,005	99.9	2,311,555	2,300,498	99.5
群馬		5,900,944	5,861,636	99.3	2,356,484	2,356,484	100.0	1,122,963	1,122,963	100.0
埼玉		20,800,556	20,415,265	98.1	8,219,496	8,219,494	100.0	2,260,996	2,260,996	100.0
千葉		20,051,781	19,487,263	97.2	7,274,602	7,274,598	100.0	4,442,433	4,442,433	100.0
東京都		93,283,383	92,255,408	98.9	17,023,083	17,023,087	100.0	663,036	663,036	100.0
神奈川県		30,939,534	29,683,999	95.9	9,826,851	9,826,851	100.0	1,619,865	1,619,865	100.0
新潟		4,662,581	4,547,762	97.5	2,487,279	2,487,279	100.0	490,017	484,563	98.9
富山		2,324,666	2,287,217	98.4	1,155,509	1,155,509	100.0	278,375	278,375	100.0
石川		3,495,625	3,312,549	94.8	1,300,705	1,300,705	100.0	540,878	539,290	99.7
福井		2,283,623	2,256,587	98.8	892,328	892,328	100.0	242,066	242,066	100.0
山梨		1,755,691	1,723,123	98.1	1,039,111	1,039,111	100.0	810,920	810,920	100.0
長野		5,028,835	4,953,477	98.5	2,216,535	2,216,535	100.0	820,219	820,219	100.0
岐阜		4,459,004	4,394,335	98.5	2,113,644	2,113,644	100.0	1,645,875	1,645,807	100.0
静岡県		10,326,068	10,096,471	97.8	4,149,514	4,149,514	100.0	2,540,303	2,540,059	100.0
愛知県		27,796,194	27,165,370	97.7	8,455,529	8,455,529	100.0	1,450,192	1,450,192	100.0
三重		3,948,611	3,904,683	98.9	2,075,939	2,075,939	100.0	1,725,341	1,720,276	99.7
滋賀		4,024,962	3,407,957	84.7	1,540,009	1,540,009	100.0	1,067,861	1,067,861	100.0
京都		9,940,113	9,549,991	96.1	2,659,851	2,659,821	100.0	764,871	764,871	100.0
大阪		38,902,295	36,911,643	94.9	11,723,927	11,723,641	100.0	1,430,367	1,430,279	100.0
兵庫県		17,394,333	17,099,354	98.3	5,696,901	5,696,879	100.0	3,596,809	3,596,809	100.0
奈良		2,293,764	2,228,203	97.1	1,264,342	1,264,322	100.0	877,284	874,784	99.7
和歌山		2,000,458	1,944,283	97.2	1,142,787	1,142,787	100.0	322,140	322,140	100.0
鳥取		918,936	869,739	94.6	621,847	621,847	100.0	109,704	108,267	98.7
島根		1,269,260	1,238,852	97.6	681,412	681,406	100.0	97,254	97,254	100.0
岡山		4,575,388	4,508,880	98.5	2,146,864	2,146,762	100.0	666,286	662,225	99.4
広島		9,047,680	8,429,751	93.2	3,084,114	3,084,002	100.0	717,176	717,107	100.0
山口		2,748,159	2,703,265	98.4	1,511,487	1,511,487	100.0	470,686	470,686	100.0
徳島		1,698,021	1,677,530	98.8	844,914	844,914	100.0	245,439	245,439	100.0
香川		1,872,566	1,824,936	97.5	1,109,129	1,109,129	100.0	338,277	338,277	100.0
愛媛		2,715,278	2,680,779	98.7	1,528,358	1,528,330	100.0	353,450	353,450	100.0
高知		1,095,641	1,090,625	99.5	872,348	872,348	100.0	233,081	233,081	100.0
福岡		19,558,720	19,113,251	97.7	6,610,717	6,610,717	100.0	1,105,802	1,096,250	99.1
佐賀		1,930,716	1,890,478	97.9	1,080,811	1,080,811	100.0	298,976	298,976	100.0
長崎		2,563,122	2,505,490	97.8	1,624,719	1,624,719	100.0	313,726	313,726	100.0
熊本		4,911,627	4,765,596	97.0	2,157,674	2,157,674	100.0	627,172	627,172	100.0
大分		2,735,403	2,705,932	98.9	1,390,868	1,390,868	100.0	333,327	333,327	100.0
宮崎		2,226,506	2,202,567	98.9	1,374,467	1,374,467	100.0	398,207	398,207	100.0
鹿児島		4,228,337	4,104,396	97.1	1,916,907	1,916,907	100.0	403,024	403,024	100.0
沖縄		5,587,479	5,423,295	97.1	1,995,455	1,995,455	100.0	878,220	878,220	100.0
合計		429,725,130	418,481,679	97.4	150,419,222	150,418,614	100.0	44,763,499	44,706,440	99.9

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	軽油引取税			自動車税(～2019.9)			自動車税(環境性能割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		58,747,929	57,674,488	98.2	286,877	24,472	8.5	5,834,894	5,834,431	100.0
青森		13,228,347	13,228,347	100.0	31,137	6,021	19.3	1,151,561	1,151,561	100.0
岩手		14,009,478	13,579,068	96.9	17,908	3,611	20.2	1,051,219	1,051,219	100.0
宮城		24,041,244	24,041,244	100.0	0	0	0.0	2,163,572	2,163,572	100.0
秋田		9,349,467	9,113,903	97.5	7,441	430	5.8	850,675	850,675	100.0
山形		9,128,669	9,128,669	100.0	16,627	1,646	9.9	981,900	991,700	101.0
福島		23,168,347	23,063,060	99.5	211,044	31,519	14.9	1,621,059	1,621,059	100.0
茨城		32,771,979	32,682,249	99.7	0	0	0.0	2,942,809	2,942,809	100.0
栃木		21,322,023	21,321,561	99.9	32,091	720	2.2	2,038,741	2,038,741	100.0
群馬		17,074,134	16,633,777	97.4	48,745	3,592	7.4	2,545,180	2,545,180	100.0
埼玉		51,486,082	51,028,929	99.1	66,832	7,066	10.6	6,973,864	6,973,864	100.0
千葉		39,514,804	39,514,761	100.0	322,261	56,647	17.6	5,839,619	5,829,742	99.8
東京都		37,975,634	36,734,916	96.7	0	0	0.0	13,478,417	13,482,407	100.0
神奈川県		40,961,687	39,422,743	96.2	250,665	31,852	12.7	9,057,495	9,058,769	100.0
新潟		21,912,275	21,855,196	99.7	0	0	0.0	1,913,727	1,913,727	100.0
富山		11,037,537	10,668,130	96.7	24,907	3,836	15.4	1,040,038	1,040,038	100.0
石川		9,814,217	9,742,208	99.3	0	0	0.0	1,323,474	1,323,513	100.0
福井		7,506,008	7,468,810	99.5	35,119	7,254	20.7	856,974	856,974	100.0
山梨		6,991,740	6,991,740	100.0	28,780	15,735	54.7	823,310	823,310	100.0
長野		17,513,477	17,513,477	100.0	54,956	11,021	20.1	1,998,835	1,998,835	100.0
岐阜		17,195,009	16,820,839	97.8	133,347	26,450	19.8	2,475,712	2,475,618	100.0
静岡県		37,588,127	37,588,127	100.0	0	0	0.0	3,861,096	3,861,096	100.0
愛知県		59,783,890	58,620,886	98.1	187,494	29,235	15.6	11,106,367	11,106,142	100.0
三重		21,320,523	20,956,043	98.3	0	0	0.0	2,264,083	2,264,083	100.0
滋賀		13,187,634	12,746,634	96.7	46,890	8,127	17.3	1,534,062	1,534,062	100.0
京都		14,761,842	14,521,169	98.4	103,454	17,853	17.3	2,562,848	2,562,848	100.0
大阪		46,837,362	46,495,774	99.3	164,018	8,332	5.1	8,850,509	8,850,329	100.0
兵庫県		38,699,344	38,697,984	100.0	155,760	25,607	16.4	6,010,424	6,010,424	100.0
奈良		6,838,157	6,565,937	96.0	39,690	6,979	17.6	1,222,375	1,222,356	100.0
和歌山		6,487,503	6,432,100	99.1	0	0	0.0	853,496	853,496	100.0
鳥取		4,643,174	4,643,174	100.0	4,412	450	10.2	504,230	504,076	100.0
島根		4,974,848	4,974,848	100.0	10,410	1,230	11.8	537,496	537,496	100.0
岡山		19,666,880	19,334,386	98.3	37,455	2,833	7.6	1,887,593	1,887,593	100.0
広島		23,389,189	22,857,393	97.7	39,791	3,128	7.9	2,933,019	2,933,019	100.0
山口		13,207,095	12,933,319	97.9	10,451	2,134	20.4	1,330,945	1,330,945	100.0
徳島		5,436,579	5,433,973	99.9	22,194	3,734	16.8	587,467	587,467	100.0
香川		9,262,176	9,260,165	100.0	0	0	0.0	816,091	816,091	100.0
愛媛		9,945,449	9,907,065	99.6	38,892	3,990	10.3	997,951	997,951	100.0
高知		4,335,121	4,315,283	99.5	13,150	3,043	23.1	484,688	484,688	100.0
福岡		38,509,312	37,895,008	98.4	57,743	8,511	14.7	4,996,724	4,996,724	100.0
佐賀		9,074,209	8,956,694	98.7	0	0	0.0	585,062	585,062	100.0
長崎		6,872,244	6,872,244	100.0	0	0	0.0	789,169	789,169	100.0
熊本		14,733,242	14,733,242	100.0	33,216	2,432	7.3	1,499,529	1,499,529	100.0
大分		8,937,533	8,932,004	99.9	21,204	3,959	18.7	907,646	907,646	100.0
宮崎		8,913,910	8,779,978	98.5	0	0	0.0	767,396	767,396	100.0
鹿児島		11,845,484	11,845,442	100.0	0	0	0.0	1,052,053	1,052,053	100.0
沖縄		7,305,249	7,268,317	99.5	28,864	4,621	16.0	796,240	796,240	100.0
合計		931,306,163	919,795,304	98.8	2,583,825	368,070	14.2	126,701,634	126,705,725	100.0



(単位:千円、%)

都道府県名	税目	自動車税 (種別割)			鉦区税			固定資産税		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道		75,448,640	75,041,483	99.5	29,723	29,653	99.8	0	0	0.0
青森		16,289,794	16,210,740	99.5	2,007	2,007	100.0	185,382	185,382	100.0
岩手		17,471,960	17,428,590	99.8	17,606	17,606	100.0	0	0	0.0
宮城		32,957,648	32,776,609	99.5	2,498	2,498	100.0	0	0	0.0
秋田		13,162,833	13,157,828	100.0	8,835	8,835	100.0	0	0	0.0
山形		15,806,067	15,767,274	99.8	2,289	2,289	100.0	0	0	0.0
福島		30,232,849	30,032,783	99.3	10,422	10,422	100.0	2,828,878	2,828,878	100.0
茨城		50,100,459	49,681,323	99.2	3,500	3,500	100.0	0	0	0.0
栃木		34,634,532	34,570,284	99.8	7,649	7,649	100.0	0	0	0.0
群馬		33,752,549	33,669,052	99.8	1,651	1,651	100.0	0	0	0.0
埼玉		84,574,561	84,220,650	99.6	4,907	4,907	100.0	0	0	0.0
千葉		74,349,653	73,958,500	99.5	40,202	40,202	100.0	0	0	0.0
東京都		102,067,486	101,415,997	99.4	2,119	2,119	100.0	0	0	0.0
神奈川県		89,895,059	89,452,988	99.5	0	0	0.0	0	0	0.0
新潟		30,738,567	30,711,915	99.9	31,186	31,186	100.0	0	0	0.0
富山		16,661,806	16,623,063	99.8	708	708	100.0	0	0	0.0
石川		17,683,058	17,510,829	99.0	632	282	44.6	0	0	0.0
福井		12,065,687	12,024,074	99.7	1,738	1,738	100.0	0	0	0.0
山梨		12,900,552	12,858,973	99.7	114	114	100.0	0	0	0.0
長野		31,074,117	30,986,667	99.7	2,532	2,478	97.9	0	0	0.0
岐阜		31,380,230	31,189,513	99.4	15,692	15,692	100.0	0	0	0.0
静岡		53,204,795	52,916,179	99.5	4,148	4,148	100.0	0	0	0.0
愛知		115,614,150	115,120,704	99.6	1,921	1,921	100.0	1,398,710	1,398,710	100.0
三重		27,161,870	27,074,581	99.7	2,705	2,705	100.0	0	0	0.0
滋賀		18,245,825	18,160,981	99.5	6,636	6,636	100.0	0	0	0.0
京都		24,873,801	24,680,324	99.2	508	508	100.0	0	0	0.0
大阪		78,258,076	77,905,592	99.5	40	40	100.0	0	0	0.0
兵庫県		61,328,792	60,967,666	99.4	10,177	10,177	100.0	0	0	0.0
奈良		14,947,982	14,870,186	99.5	680	680	100.0	0	0	0.0
和歌山		11,001,405	10,974,810	99.8	91	91	100.0	0	0	0.0
鳥取		6,951,840	6,941,366	99.8	734	734	100.0	0	0	0.0
島根		8,036,576	8,010,928	99.7	1,169	1,169	100.0	0	0	0.0
岡山		25,659,591	25,583,989	99.7	10,621	10,621	100.0	0	0	0.0
広島		33,230,779	33,134,053	99.7	4,384	4,384	100.0	0	0	0.0
山口		17,634,574	17,609,338	99.9	9,995	9,995	100.0	0	0	0.0
徳島		10,005,770	9,970,263	99.6	1,304	1,304	100.0	0	0	0.0
香川		13,025,459	12,945,681	99.4	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛		15,570,227	15,495,253	99.5	3,017	2,706	89.7	0	0	0.0
高知		7,652,695	7,637,460	99.8	6,946	6,946	100.0	0	0	0.0
福岡		60,859,265	60,633,965	99.6	5,362	4,676	87.2	0	0	0.0
佐賀		10,447,178	10,422,714	99.8	231	231	100.0	0	0	0.0
長崎		12,860,070	12,828,355	99.8	3,649	3,649	100.0	0	0	0.0
熊本		22,257,199	22,174,833	99.6	9,635	9,635	100.0	0	0	0.0
大分		14,175,142	14,145,643	99.8	12,368	12,368	100.0	0	0	0.0
宮崎		13,493,659	13,468,819	99.8	7,919	7,881	99.5	0	0	0.0
鹿児島		18,082,823	17,959,241	99.3	12,964	11,876	91.6	0	0	0.0
沖縄		15,633,146	15,553,380	99.5	6,826	6,771	99.2	0	0	0.0
合計		1,533,460,796	1,526,475,439	99.5	310,052	307,400	99.1	4,412,970	4,412,970	100.0

(単位:千円、%)

都道府県名	法定外普通税			狩 獵 税			法定外目的税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	899,960	899,960	100.0	43,605	43,605	100.0	862,593	862,088	99.9
青森	19,502,561	19,502,561	100.0	3,918	3,918	100.0	90,991	90,991	100.0
岩手	0	0	0.0	14,249	14,249	100.0	81,755	81,755	100.0
宮城	181,020	181,020	100.0	10,214	10,214	100.0	477,546	477,546	100.0
秋田	0	0	0.0	1,651	1,651	100.0	230,656	230,656	100.0
山形	0	0	0.0	3,306	3,306	100.0	149,383	149,383	100.0
福島	0	0	0.0	12,882	12,882	100.0	418,748	418,748	100.0
茨城	1,227,254	1,227,254	100.0	34,543	34,543	100.0	0	0	0.0
栃木	0	0	0.0	21,954	21,954	100.0	0	0	0.0
群馬	0	0	0.0	16,997	16,997	100.0	0	0	0.0
埼玉	0	0	0.0	19,312	19,312	100.0	0	0	0.0
千葉	0	0	0.0	28,545	28,545	100.0	0	0	0.0
東京都	0	0	0.0	4,254	4,254	100.0	1,583,818	1,583,128	100.0
神奈川県	0	0	0.0	15,188	15,188	100.0	0	0	0.0
新潟	4,712,634	4,712,634	100.0	10,678	10,678	100.0	142,947	142,947	100.0
富山	0	0	0.0	5,800	5,800	100.0	0	0	0.0
石川	770,452	770,452	100.0	10,242	10,242	100.0	0	0	0.0
福井	14,246,677	14,246,677	100.0	9,007	9,007	100.0	0	0	0.0
山梨	0	0	0.0	11,476	11,476	100.0	0	0	0.0
長野	0	0	0.0	13,850	13,850	100.0	0	0	0.0
岐阜	0	0	0.0	14,187	14,187	100.0	8,152	8,152	100.0
静岡県	1,240,416	1,240,416	100.0	34,796	34,796	100.0	0	0	0.0
愛知県	0	0	0.0	10,350	10,350	100.0	626,287	626,287	100.0
三重	0	0	0.0	19,167	19,167	100.0	519,140	519,140	100.0
滋賀	0	0	0.0	11,964	11,964	100.0	50,523	50,523	100.0
京都	0	0	0.0	17,605	17,605	100.0	141,496	141,496	100.0
大阪	0	0	0.0	7,959	7,959	100.0	1,060,229	1,059,997	100.0
兵庫県	0	0	0.0	35,616	35,616	100.0	0	0	0.0
奈良	0	0	0.0	11,283	11,283	100.0	159,633	159,633	100.0
和歌山	0	0	0.0	13,465	13,465	100.0	0	0	0.0
鳥取	0	0	0.0	6,107	6,107	100.0	10,658	10,658	100.0
島根	748,238	748,238	100.0	11,757	11,757	100.0	311,716	236,007	75.7
岡山	0	0	0.0	16,551	16,551	100.0	527,166	527,166	100.0
広島	0	0	0.0	24,599	24,599	100.0	630,110	630,110	100.0
山口	0	0	0.0	11,527	11,527	100.0	206,061	206,061	100.0
徳島	0	0	0.0	12,343	12,343	100.0	0	0	0.0
香川	0	0	0.0	4,189	4,189	100.0	0	0	0.0
愛媛	1,112,363	1,112,363	100.0	24,191	24,191	100.0	231,233	231,233	100.0
高知	0	0	0.0	18,713	18,713	100.0	0	0	0.0
福岡	0	0	0.0	18,584	18,584	100.0	1,524,127	1,522,140	99.9
佐賀	3,850,425	3,850,425	100.0	8,865	8,865	100.0	152,141	152,141	100.0
長崎	0	0	0.0	7,797	7,797	100.0	127,656	127,656	100.0
熊本	0	0	0.0	17,771	17,771	100.0	136,753	136,753	100.0
大分	0	0	0.0	20,753	20,753	100.0	330,466	330,466	100.0
宮崎	0	0	0.0	20,752	20,752	100.0	308,669	308,669	100.0
鹿児島	1,608,739	1,608,739	100.0	23,479	23,479	100.0	185,753	185,753	100.0
沖縄	942,859	942,859	100.0	2,922	2,922	100.0	47,020	47,020	100.0
合計	51,043,598	51,043,598	100.0	718,963	718,963	100.0	11,333,426	11,254,303	99.3

(単位:千円、%)

都道府県名	税目	旧法による税		
		調定額	収入額	収入率
北海道		614	0	0.0
青森		37,159	37,159	100.0
岩手		11,178	11,178	100.0
宮城		35,478	35,478	100.0
秋田		6,856	6,117	89.2
山形		10,181	10,181	100.0
福島		0	0	0.0
茨城		39,412	39,412	100.0
栃木		16,608	16,608	100.0
群馬		21,990	21,990	100.0
埼玉		66,596	66,596	100.0
千葉		79,896	79,705	99.8
東京都		860	621	72.2
神奈川県		51,838	51,814	100.0
新潟		44,743	33,085	73.9
富山		13,068	13,068	100.0
石川		21,451	21,451	100.0
福井		5,084	5,084	100.0
山梨		0	0	0.0
長野		270	270	100.0
岐阜		42,258	2,642	6.3
静岡県		0	0	0.0
愛知県		654	654	100.0
三重		18,119	18,119	100.0
滋賀		0	0	0.0
京都		35,607	35,607	100.0
大阪		569,694	178,655	31.4
兵庫県		59,604	59,604	100.0
奈良		28,686	28,686	100.0
和歌山		17,671	17,671	100.0
鳥取		0	0	0.0
島根		0	0	0.0
岡山		20,325	20,325	100.0
広島		46,571	46,571	100.0
山口		17,739	17,739	100.0
徳島		0	0	0.0
香川		14,062	14,062	100.0
愛媛		0	0	0.0
高知		7,909	7,909	100.0
福岡		0	0	0.0
佐賀		9,467	9,467	100.0
長崎		15,177	15,177	100.0
熊本		19,953	19,953	100.0
大分		114	114	100.0
宮崎		7,467	7,467	100.0
鹿児島		17,890	17,890	100.0
沖縄		6,181	6,181	100.0
合計		1,418,430	974,310	68.7

## 6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—
29	341,141,000,000	351,819,467,766	345,965,283,429	—
30	330,049,000,000	338,266,791,426	332,955,506,554	—
元	325,939,000,000	330,648,159,086	325,794,561,713	—
2	324,147,130,000	333,629,578,102	327,652,177,977	—
3	328,068,096,000	342,026,948,473	337,499,388,147	—
4	340,428,482,000	343,832,096,714	339,579,632,705	—



(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4
447,715,085	5,406,469,252	98.3	101.4	99.3	99.4
398,081,414	4,913,203,458	98.4	100.9	96.1	96.2
323,438,221	4,530,159,152	98.5	100.0	97.7	97.8
290,376,255	5,687,023,870	98.2	101.1	100.9	100.6
338,086,608	4,189,473,718	98.7	102.9	102.5	103.0
339,646,668	3,912,817,341	98.8	99.8	100.5	100.6

## 課税免除等対象地域について(過疎・離島・半島)

### ○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の対象市町

(令和5年4月1日現在)

区分	市町(特定期間合併市町村)
全部過疎	府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
一部過疎	呉市(旧音戸町、旧倉橋町、旧下蒲刈町、旧蒲刈町、旧川尻町、旧豊浜町、旧豊町、旧安浦町) 三原市(旧大和町、旧久井町) 尾道市(旧因島市、旧瀬戸田町、旧御調町、旧向島町) 廿日市市(旧吉和村、旧宮島町、旧佐伯町)
特定市町村 (卒業団体)	福山市(旧内海町) 東広島市(旧福富町、旧豊栄町、旧河内町)

### ○ 離島振興法の対象市町

(令和5年4月1日現在)

実施地域	市町(地区(有人離島))
走島群島	福山市(走島)
備後群島	尾道市(百島)
芸備群島	尾道市(細島) 三原市(佐木島、小佐木島)
上大崎群島	大崎上島町(生野島、大崎上島、長島)
下大崎群島	呉市(三角島、齋島)
安芸群島	呉市(情島)
	大竹市(阿多田島)
似島	広島市(似島)

### ○ 半島振興法の対象市町

(令和5年4月1日現在)

実施地域	市町(区域)
江能倉橋島	江田島市(旧江田島町、旧能美町、旧沖美町、旧大柿町の区域)
	呉市[一部](旧音戸町、旧倉橋町の区域)

---

令和6年1月発行

## 広島県税務統計要覧

(令和5年度版) 第67号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321

---